

記号の見方 曜日 時間 会場 内容 対象 定員 費 参加費 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

444-0815

11月・12月は市税等徴収強化月間です

11月・12月を市税等徴収強化月間として、産業まつり会場や八街駅北口市での街頭啓発など各種啓発活動を行います。また、市税等徴収の強化にも取り組んでまいります。

実施する主な事業

- 産業まつり会場などでの街頭啓発
- 啓発ポスターの掲示
- 市税・国民健康保険税滞納者に対する納税催告
- 自動車などの差押えを強化 (ミラーズロックなど)
- 市税などの納付のお願い

④国民健康保険税滞納者への対応

皆さんに納めていただいている税金は、住みよい街づくりを推進するための大切な財源となっています。市税や国民健康保険税に納め忘れがないか、もう一度ご確認をお願いいたします。

納期内納付にご協力ください

市税などの納期限につきましては、お手持ちの納税(納入)通知書または納付書に記載しております。今一度、納期限を確認され、納め忘れないようお願いいたします。

納期限を過ぎた場合は、督促状が送付されます。督促状の発送後においても納付がない場合は、法令に従って給与などの差し押さえを実施します。

滞納者への対応

特別な理由もなく市税などを納付しない滞納者に対して、税負担の公平性を確保するた

ていただき、受診後に保険給付(7割)を受ける場合は、国保年金課への申請が必要となります。

①給与などの照会・差し押さえ 勤務先に照会して給与、賃金などの差し押さえ。

②預貯金や生命保険などの調査・差し押さえ 金融機関や保険会社を調査して、預貯金や生命保険の差し押さえ。

③動産、不動産の調査・搜索・差し押さえ 財産の所有状況の調査や搜索※1を実施し、動産、不動産の差し押さえ。

④国民健康保険税滞納者への対応 ①③の処分に加え、国民健康保険税滞納者は、通常よりも有効期限の短い短期被保険者証の交付、さらに滞納が長期間続いている方には、被保険者資格証明書

※2の交付が行われます。

※1 搜索とは、税の滞納処分を行うため財産調査の一環として、国税徴収法により税務職員(徴税吏員)に認められた権限であり、滞納者の自宅などに直接出向き令状がなくても搜索することが認められています。

※2 この資格証明書で医療行為を受けた場合、医療費を一時的に全額(10割)負担し

弁護士による多重債務者相談を実施

多重債務(消費者金融借入・クレジットなど)により、市税などを思うように納付できない方を対象に、弁護士による無料相談を実施しています。

借入返済でお悩みの方は、債務整理をお考えの方は、この機会にぜひご相談ください。

毎月月末の日曜開庁日 午後2時～4時 要予約(先着6人まで) ※12月は変更となる場合があります。

市税などの納付は口座振替で 口座振替をご利用ください。口座振替は、申請された口座から自動的に引き落とされるため、納付に向く手間もなく、納め忘れもないため安心です。

※口座名義人がお亡くなりになられたり、口座振替納付をやめたり、内容変更される場合は届出が必要となります。

納税相談をお受けしています 病気や失業などの事情により、納期限までに市税や国民健康保険税を納められない場合には、お早めに納税課にご相談ください。

また、仕事などで開庁時間内に納税相談や納付できない方は、日曜開庁や夜間窓口(毎週火曜日)を開設しておりますのでご利用ください。

納税課 443-1115

平成30年度分の有料登録制自転車 駐車場利用登録申請の1次受付を開始

八街駅前第1自転車駐車場 および第5自転車駐車場は、有料登録制の自転車駐車場となっております。

市では、この有料登録制自転車駐車場の平成30年度分(平成30年4月1日～平成31年3月31日)利用登録申請の1次受付を11月10日(金)から開始します。

登録を希望する方は、利用登録申請書をご確認のうえ、必ず受付期間内に申請してください。1次受付終了時点で許容台数を超えた場合は抽選となり、空きがある場合は継続して受け付けを行います。

利用登録申請書は、11月10日(金)から都市整備課、市役所

